

第二種指定電気通信設備制度 「将来原価方式」による算定の在り方について ～検討の方向性(案)～

2019年6月7日
事務局

目次

1	対象機能	2
2	接続料の算定期間・算定頻度	7
3	予測値の算定方法	10
4	予測と実績の乖離の調整	27
5	予測値等の算定時期	32
6	原価等算定の精緻化	35

1 対象機能

【論点概要】

二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、「将来原価方式」による算定の対象はデータ伝送交換機能のみとすることでよいか、また、一種指定制度のように「将来原価方式」による算定の対象とするかどうかを指定事業者の判断に委ねるのではなく、必須とすることでよいか。

【第21回会合(MVNO説明)】

- 二種指定事業者とMVNO間の公正競争確保の観点、また一種指定制度と同様に、今後相当の需要が見込まれる役務を適用対象とする観点から、現時点ではデータ伝送交換機能のみを対象とすることが適当。(4者)
- 一種指定制度と異なり届出制であること、資本関係のない二種指定事業者が複数存在することを踏まえ、事業者ごとに算定の対象に相違がないようにするため、また予見性が高まれば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、利用者利便の向上が期待できるため、制度上、必須の取扱いとすべき。(4者)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- データ伝送交換機能のうち、今後も相当な需要増加が見込まれ、現に低廉傾向にある回線容量に係る接続料のみを対象とすべき。(NTTドコモ、KDDI)
- MVNO事業に与える影響を考慮し、MVNOとの取引金額の占める割合が大きい回線容量に係る接続料のみを対象とすべき。(ソフトバンク)
- SIMカード提供料は調達価格に依存し取引額も小さいため、対象外とすべき。(3者)
- 回線管理機能接続料は、ほとんど変動せず取引額も小さいため、対象外とすべき。(KDDI、ソフトバンク)
- 5G導入後の取扱いについては別途検討すべき。(KDDI、ソフトバンク)

- 二種指定制度では、アンバンドル機能として、音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能が設定されているところ、MVNOは、自らの設備を接続することなく音声伝送の卸電気通信役務の提供を受けているため、音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能を利用していない。



- 二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、データ伝送交換機能のみを将来原価方式の対象とし、音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能については、今回は対象とすることを見送ってもよいのではないか。また、将来原価方式による算定は、選択制ではなく、必須とすることが適当ではないか。

- データ伝送交換機能は、①回線容量に係る接続料(単位:回線容量)、②回線管理機能接続料(単位:回線数)、③SIMカード提供料(単位:枚数)に区分して接続料を算定することとされている。



- 二種指定事業者からは、②について、①とは異なり低下傾向になく今後も相当の需要増が見込まれないこと、MVNOの支払額も小さいことから、将来原価方式により算定するメリットがない旨の意見が示されている。
- ③について、これらに加え、ベンダーからの調達実費ベースで算定しているため、将来原価方式になじまないとの意見が示されている。



- 将来原価方式への移行は、実績原価方式では、接続料が過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて予見性が確保されていないこと、接続料の低下局面では、過去の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘があることが背景にある。

①については、対象とすることが適当ではないか。

②については、①と同様、過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて予見性が確保されていない。また、接続料支払額における割合も決して小さくなく、予見性が確保されていない影響は軽視できない。よって、対象とすることが適当ではないか。

③については、調達実績に基づき算定されるものの、現在、精算を行なうこととされていない。今回は対象とすることを見送ってもよいのではないか。

- 事業法第34条第3項第1号口の接続料を適正かつ明確に定めるべき機能(アンバンドル機能)は、二種接続料規則第4条に規定されている。

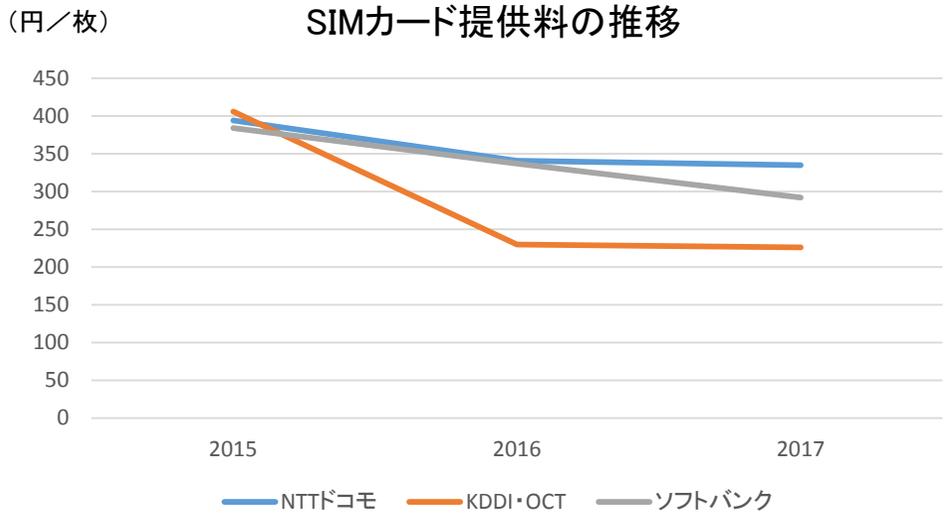
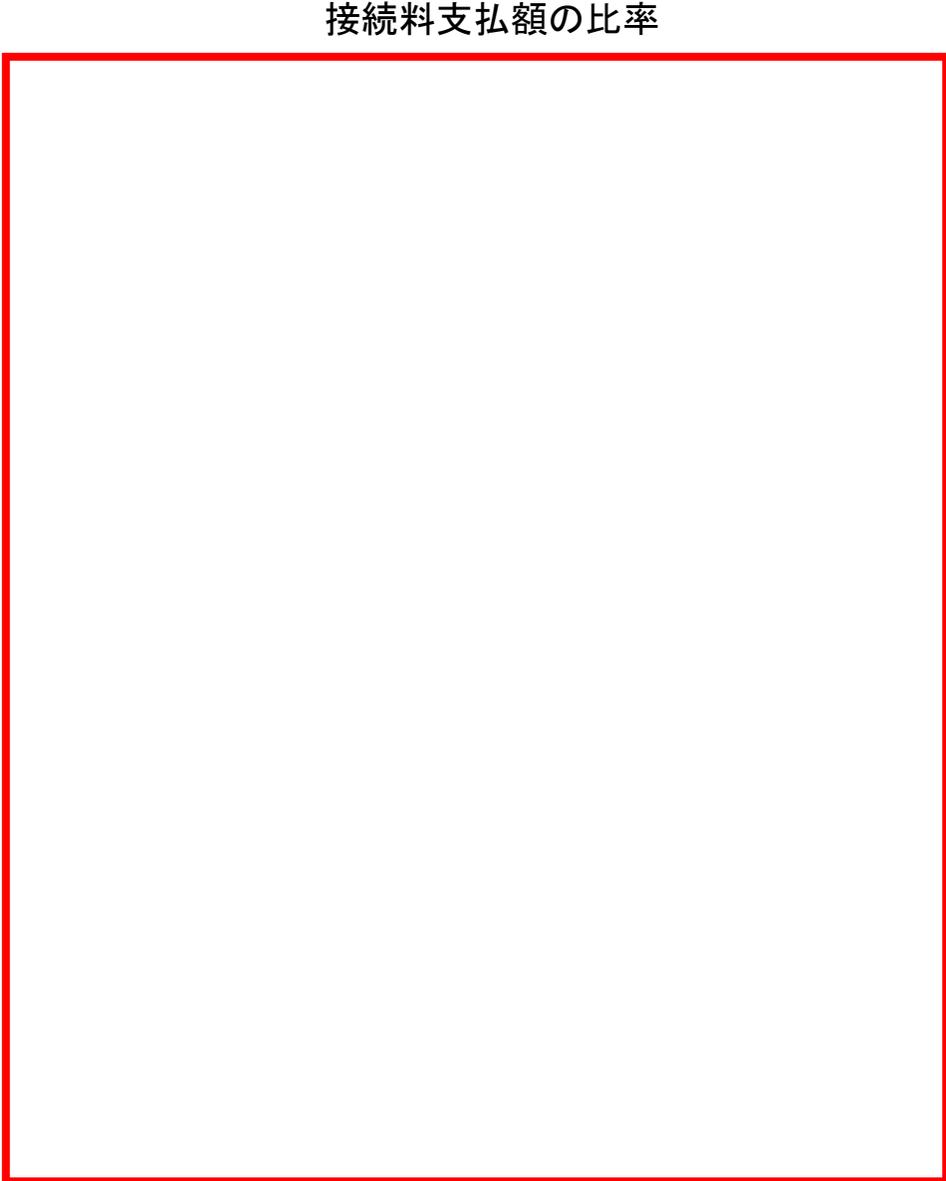
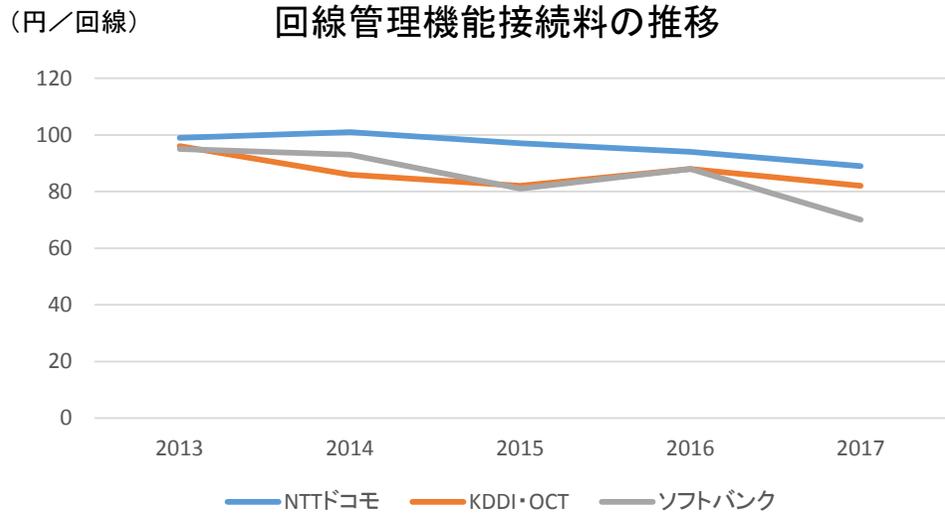
1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能(注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(CDMA2000を除く。) ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注:データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの(単位:回線容量)
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの(単位:回線数)
- ③ SIMカードの提供に係るもの(単位:枚数)

(参考) 接続料の推移、接続料支払額の比率

赤枠内は構成員限り



2 接続料の算定期間・算定頻度

【論点概要】

- 一種指定制度では、「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされており、直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能(加入光ファイバ)においては3年から4年の算定期間を一種指定事業者が設定している。
- 「将来原価方式」による接続料の**算定期間、算定頻度について**、将来の複数年度の接続料が算定される場合には予見性の一層の向上が期待され、また、移動通信分野については、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も変化していくものと想定されるところ、**例えば、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行うこととすることについて、どう考えるか。**

【第21回会合(MVNO説明)】

- MVNOにおける予見性向上の観点、二種指定事業者とMVNOとの間の同等性確保の観点から、予測値の算定期間を複数年度とすることが望ましい。(MVNO委員会、オプテージ)
- 中期計画の期間は一般的に3～5年程度であり、また多くの事業者は数年先までの設備投資額、費用、需要等を計画(予測)した上で事業展開しているものと考えられるため、算定期間は3年分程度が妥当。(MVNO委員会、IIJ、オプテージ)
- 算定根拠の審議会への報告等で顕在化した事項や市場環境変化等を適時に反映できるよう、毎年度繰り返し算定を行うことが望ましい。(MVNO委員会、IIJ)
- 二種指定事業者とMVNOとの間の同等性確保の観点から、毎年度繰り返し算定を行うことが望ましい。(オプテージ)
- MVNOにおける経営判断は年度内での短期的判断の構成比が大きいため、複数年分の予測値提示よりも、直近単年分が精度高く算定されることが重要。(楽天モバイル)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- 環境変化が激しいモバイル事業においては複数年度の算定は精度が高まらないこと及び算定コストを高めることから単年度の予測とすべき(3者)
- 3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返し行う場合、2年目以降の値は参考として取り扱い、予測方法の簡易化も行うべき(ソフトバンク)

【第21回会合(構成員指摘)】

- 3年分の予測は精度が悪いという意見が印象的。単年度でも正確なものの方が現実的か(西村(真)構成員)
- 4Gのデータ役務に関しては、投資を含めてかなりの精度で予測ができてはいるはず。2, 3年目の精度は検討課題だが、ローリングで3年分くらいのデータを出すことは十分可能だと思う(関口構成員)

- 将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度について、二種指定事業者からは、モバイル市場では、設備競争が行われており、環境変化も激しいことから、算定期間が長期であるほど予測の精度が悪化し、予見性が確保されない等の理由から、算定期間を単年度とすべき旨の意見が示されている。また、複数年度としたとしても、2年度目以降については参考値として扱い、算定方法も簡易化すべきとの意見が示されている。
- MVNO側からは、中期計画の期間は一般的に3年度から5年度程度であり、算定期間は3年度分程度が妥当である旨の意見、算定方法の検証結果を適時に反映できるよう、また、市場環境変化等を適時に反映できるよう、毎年度繰り返し算定が行われることが望ましい旨の意見が示されている。



- 将来原価方式は、当年度の接続料に関する予見性の向上、キャッシュフロー負担の軽減が期待されるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上が期待されるものである。
- MVNOと二種指定事業者の公正競争確保のため、MVNOにおいて、次年度のみではなく、中期的な予見性が確保されるよう、算定期間を3年度とすることが適当ではないか。
- また、MVNOにおいて、中期的な支出見込みに基づいて毎年度の事業計画を策定できるようにするため、また、年度の技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も変化していくことが想定されることから、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととすることが適当ではないか。
- なお、3年度分の接続料のうち、実際に支払いに関係するのは1年度目の接続料のみだが、MVNOにおける予見性確保の観点から、2年度目、3年度目についても合理的な算定を行うこととすることが適当ではないか。

3 予測値の算定方法

【論点概要】

- 二種指定制度は、一種指定制度とは異なり認可制ではなく届出制であること、指定事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な予測値の算定方法を予め定める必要があるか、定めることとする場合、どのような方法とすることが適当か、検討することが必要ではないか。
- 予測接続料と実績接続料の差額が大きくなるような、特に、予測接続料を実績接続料が大きく上回ることとならないような措置について、どう考えるか。

【第21回会合(MVNO説明)】

- 予測値の適正性や妥当性について、事前に第三者がチェックできる仕組み等が十分でないこと、二種指定事業者ごとに異なる算定方法や考え方で予測値の算定がなされると、二種指定事業者間の相互比較さえできないおそれがあるため、予測値の算定方法や考え方について一定程度、予め定めておくことが望ましい。(MVNO委員会、IIJ、オプテージ)
- 予め定める内容によっては、二種指定事業者における、適正な予測接続料算定を行おうとする姿勢を薄れさせるおそれがある。(MVNO委員会)
- 予測と実績の乖離を極小化することが最も重要。(MVNO委員会)
- 予測と実績の乖離が生じた具体的な理由を明示・開示することを必須とするべき。(MVNO委員会、IIJ)
- 二種指定事業者自身の事業計画を用いることで、制度的なインセンティブ付けに頼らずとも一定の予測精度が見込めるのではないか。(楽天モバイル)
- 次のような予測と実績の差額が大きくなるような措置をすることが重要。(オプテージ)
 - ー二種指定事業者が客観的にみて妥当あるいは合理的な予測値を算定する。
 - ー総務省において、予測と実績に乖離がある理由が合理的かどうか確認する。
- 予測値の算定対象は「設備管理運営費」「正味固定資産価額」「需要」を想定。(MVNO委員会、IIJ)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- 公正競争環境の確保の観点から、将来予測方法についての考え方は一定の統一を図るべき。(KDDI)
- 将来予測における費用項目の共通化など、最小限のルールを設けることには合理性がある。(ソフトバンク)
- 算定コストを過度に高めることのないよう留意すべき。(NTTドコモ、KDDI)
- 事業運営上の事情が各社ごとに異なることを踏まえ、予測方法の選択については各社の判断に委ねるべき。
- モバイル市場は競争環境下であり、先々の合理的な将来予測は極めて困難。(NTTドコモ、KDDI)
- 予測接続料と実績接続料の差額が大きくなるような措置は過剰な規制であり、二種指定事業者による算定の努力向上に委ねるべき。(KDDI)
- 二種指定事業者において意図的に差額を大きくするインセンティブはなく、一定のルールに則って算定するものであることから、特別な措置は不要。(ソフトバンク)
- 予測接続料とは別の暫定値を設定しMVNOに選択させることでキャッシュフロー負担を軽減するのも一案。(ソフトバンク)

【論点概要】

- 予測値の算定は、過去の実績値からの推計により行う方法もあるが、MVNOにおける将来の接続料の予見性確保の趣旨に鑑みれば、二種指定事業者が内部で用いている情報と同様の情報に基づいてMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられる。
- 例えば、予測値の算定は、原則として、二種指定事業者が策定する事業計画を用いて行うこととし、その補完として過去の実績値からの推計を用いることとすることについて、どう考えるか。

【第21回会合(MVNO説明)】

- 二種指定事業者とMVNOとの間の同等性の観点から、事業計画を用いて算定することは有効。(4者)
- 原則として事業計画を用い、補完として過去の実績値からの推計を用いる算定方法が有効。(楽天モバイル、IIJ、オプテージ)
- 合理的な予測が極めて困難な項目について、過去の実績値からの推計を用いることは完全に否定しない。(IIJ)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- 過去トレンドを元にした簡易な予測とするべき。事業計画の策定・公表は4月末であり、計画の内訳等は未確定かつ流動的であるため、事業計画は接続料算定に有用なものとなりえない。(NTTドコモ)
- 事業計画値は、非常に機微な秘匿性の高い経営情報であり、予測値の算定に事業計画の使用を原則とし、検証することは不適切。インカメラであっても情報開示できず、検証可能性も低い。検証を行うことは自由な経営を阻害することとなるため不適切。事業計画は接続料会計の粒度で策定しておらず、予測値算定に適さない。事業計画の策定期と接続料算定期が合致していない。予測値の算定方法は、過去からの実績値をベースに推計値を予測することが原則であるべき。(KDDI)
- 事業運営上の事情が各社ごとに異なることを踏まえ、事業計画ベースとする、あるいは過去実績からの推計ベースとする等の予測方法の選択については、各社の判断に委ねるべき。(ソフトバンク)

【第21回会合(構成員指摘)】

- 企業は何らかの計画に基づいて投資を行ったり予算を作成したりしているため、将来予測は当然その計画がベースになる。計画の公表等に心配があったり、計画どおりにならないからといって、過去の実績値で算定して良いという考え方は論理的ではない。計画を反映して精度の良い予測値をつくるべき。(佐藤構成員)
- 事業計画と言ったため各社とも構えてしまったが、目的は需要の精度を高めることであるので、事業計画という言い方をせずに何か提案できないか考えるところ。(高橋構成員)
- 全体の予測に比べて個社の予測は非常に難しい。経営情報なしに推計するとしてもそれなりの個社の情報が必要。事業計画を出すことは各社の抵抗が厳しい。(辻座長)
- 予測値の精度を上げるためには、現状の制度(情報開示制度)に加え、個社の情報が示される仕組みを検討する必要がある。(西村(暢)構成員)
- MVNOが事業を行うための適正かつ有効なシグナルが出てきておらず、それを確保しなければいけないという印象。需要という形でブレイクダウンして、それが示される仕組みが議論のポイントになる。(西村(暢)構成員)
- 二種は規制緩和により自由競争を許容してきた経緯もあるので、抵抗が強いのは実感するが、過去の実績による算定では今と何も変わらないので、一線乗り越えないといけない。(関口構成員)
- 過去の実績に加えて経営情報を入れたときに、それはどこまでやるとどうなるのか、予測が外れるとどうなるのかがわかりにくい。予測が外れるとかえって情報量が増えてしまうということもあるので、どうルール化すべきだろうか。(酒井構成員)

【論点概要】

- モバイル研究会中間報告書では、「接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である」とされ、「総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料(2018年度末に届出)から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である」と指摘されている。
- 例えば、予測値の算定方法について、この仕組みの中で、その適正性を検証し、審議会の委員から示された指摘等に基づき、必要に応じて算定方法の見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことについて、どう考えるか。

【第21回会合(MVNO説明)】

- 接続料算定の適正性・透明性向上の観点から、議会への報告等の仕組みのなかで、その適正性を検証し、必要に応じて見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことは重要。(MVNO委員会、IIJ、オプテージ)
- 同じサイクルで検証が行われることが適当と考えられるため、毎年度検証が行われることが適当。(楽天モバイル)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- 事業計画を用いて算定を行うこととした場合、データ等の開示内容が限定的にならざるを得ないため、総務省における検証が困難になると想定。(KDDI)
- 単年度での予測値の評価は困難であり、算定方法の見直しは十分な期間を踏まえた上で検証すべき。(KDDI、ソフトバンク)
- 一種指定制度においても毎年度見直しをしている実績はなく、毎年度の見直しは過剰規制。(ソフトバンク)

全般

- 予測値の算定方法について、MVNO委員会からは、「予測と実績の乖離を極小化することを大前提」とするべきである旨の意見が示されている。
- 予測と実績の乖離が大きいと、MVNOの経営に大きな影響を与えることになる。MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑みれば、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられる。



- 一種指定制度では、予測値の算定を行う項目を定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、基本的に一種指定事業者の判断に委ねられている。
- 予測値の算定は、二種指定事業者が、その有する経営情報を用いて行われるところ、予測値の算定を行う項目を定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、まずは二種指定事業者の判断に委ねることとすることが適当ではないか。
- ただし、届出制であること、指定事業者が複数存在することを踏まえ、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないよう、一種指定制度における事例を参考に、算定の考え方を示すとともに、算定方法の検証を適切に実施することが適当ではないか。

費用区分、資産区分ごとの算定

- 一種指定制度では、原価となる「設備管理運営費」、利潤算定の基礎となるレートベースのうち「正味固定資産価額」、「需要」の3項目について、予測値の算定を行うこととしている。
- その上で、一種指定事業者は、自らの判断により、「設備管理運営費」及び「正味固定資産価額」については、それぞれ、費用区分ごと、資産区分ごとに予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行っている。



- 二種指定制度においても、原価となる「設備管理運営費」、利潤算定の基礎となるレートベースのうち「正味固定資産価額」、「需要」の3項目について、予測値算定の対象とすることが適当ではないか。
- 一種指定制度の事例を踏まえ、「設備管理運営費」は、「施設保全費」、「管理費」、「減価償却費」等の費用区分ごと、「正味固定資産価額」は、「機械設備」、「空中線設備」、「ソフトウェア」等の資産区分ごとに、それぞれの区分に相応しい適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うこととすることが適当ではないか。

予測対象年度の状況の反映

- 一種指定制度の事例では、光ファイバのエリア展開、契約数の予測や、過去の実績を活用して、予測値の算定を行っている。
- MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑みれば、過去の実績や算定時点で判明している将来の見込みを反映し、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられる。



- 「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」、「需要」の予測値の算定は、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが適当ではないか。
- 具体的に、例えば、「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み、システム更新予定等を適切に反映することが適当ではないか。また、加速償却や除却、減価償却方法の変更等会計方針の変更、会計基準の変更等を適切に反映することが適当ではないか。
- 「需要」については、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが適当ではないか。
- また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが適当ではないか。

予測値の算定方法の検証・見直し

- 二種指定事業者により定められた予測値の算定方法について、総務省において、審議会への報告等により適正性を検証することが適当ではないか。
- 検証結果を受けて、必要に応じて、より精緻な算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、各社の算定方法が大きく異なることにならないよう共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討するといった対応を、毎年度繰り返して行っていくことが適当ではないか。



- また、検証を可能とするため、接続料算定根拠の様式の変更し、予測値の算定方法に係る報告がなされるようにするとともに、二種指定事業者に確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても予測値の算定方法を確認できるようにすることが適当ではないか。
- また、検証は、毎年度行うとしても、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等に、乖離の理由を各項目ごとに重点的に検証する、実際に支払いに関係してくる1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当ではないか。

(参考) 接続料の算定方法

原価

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = **レートベース** × **他人資本比率** × **他人資本利子率**

正味固定資産価額＋繰延資産＋投資その他の資産＋貯蔵品＋運転資本

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)×(機能の提供から接続料収納までの平均的な日数/365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

自己資本費用 = **レートベース** × **自己資本比率**(1－他人資本比率) × **自己資本利益率**

期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値として総務大臣が別に定める値又は1のいずれかが低い方の値

+

利益対応税 = (自己資本費用＋レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利子相当率) × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要

(通信料等の実績値)

(参考) 二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業 収益	営業 費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話													
		その他													
		小計													
	データ伝送役務	携帯電話・BWA													
		その他													
		小計													
	小計														
移動電気通信役務以外の電気通信役務															
合 計															

(記載上の注意)

- 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種別の役務に配賦すること。
 - 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

営業	費	
窓	口	契約申込等件数比
料	金	料金請求件数比
販	売	販売件数比
そ	の	他
運	用	加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比
施	保	加入数比又は取扱量比
設	全	費
共	費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
管	費	関連する固定資産価額又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比
試	費	関連する固定資産価額又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比
験	償	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研	却	同上
究	費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
費	除	関連する固定資産価額比
償	却	同上
固	費	同上
定	用	回線数比又は取扱量比
資	料	同上
産	課	同上
除	税	同上
却	等	関連する固定資産価額比
費	所	管理部門等の人員費比
用	税	同上
料		同上

- 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。
- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

(参考) 二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

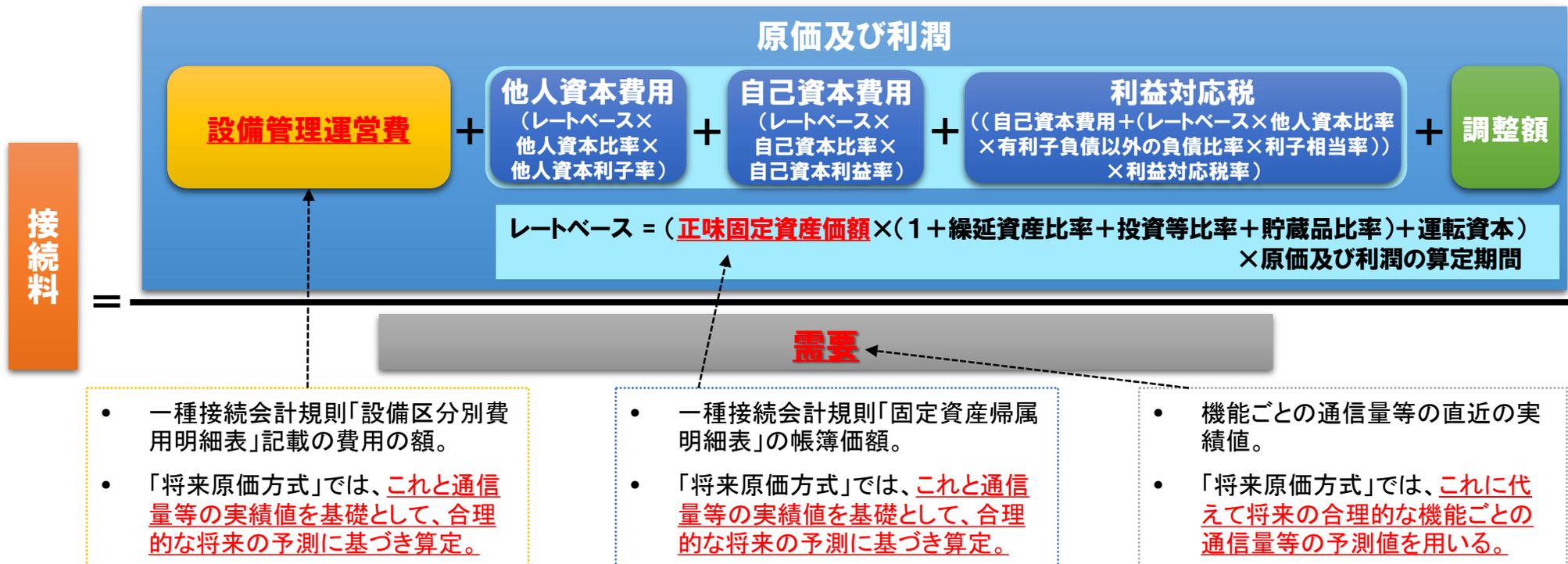
役務の種類	移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
	音声伝送役務			データ伝送役務				
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計		
電気通信事業固定資産								
有形固定資産								
機械設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
空中線設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
通信衛星設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
端末設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
市内線路設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
市外線路設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
土木設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
海底線設備	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
建物	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
構築物	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
機械及び装置	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
車両及び船舶	取得価額							
	減価償却累計額							
	帳簿価額							
工具、器具及び備品	取得価額							
	減価償却累計額							

	帳簿価額								
休止設備	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
土地	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
リース資産	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
建設仮勘定	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
有形固定資産合計	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
無形固定資産合計	取得価額								
	帳簿価額								
電気通信事業固定資産合計									

(記載上の注意)

- 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

- 一種指定制度における「将来原価方式」では、一種接続料規則の規定により、
 - 「設備管理運営費」について、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」の費用の額及び通信料等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定する、
 - 「正味固定資産価額」について、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」の帳簿価額及び通信料等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする、
 - 「需要」について、通信料等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いることとされている。
- 上記3項目における具体的な予測値の算定方法は法令やガイドラインにおいて規定されておらず、一種指定事業者が自らの経営情報、経営判断等に基づき算定し、接続約款の認可の過程で総務省が算定の適正性を検証している。



(参考)「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)までの接続料を予測した際の事例)

- フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、2013(H25)年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定。
- ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定。

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアドアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	140	133	127	121	115

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック　　　：1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式　：平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアドアクセス方式　：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

(参考)「固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)の固定資産額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 予測値の「算定方法」としては、「光ケーブルの当年度取得固定資産」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資産	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		正味固定資産	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼働)－除却損
	電柱	取得固定資産	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度値×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度値×契約者数変動率
	その他	取得固定資産	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度値×契約者数変動率	
	正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度値×契約者数変動率	
建物	取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
構築物	取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
無形固定資産	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
その他	取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
	正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味	
合計	取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972		
	正味固定資産	706,958	735,483	738,642	733,931	729,589		

(参考)「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- 事例では、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- 予測値の「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。
※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		営業費用				
営業費	0	0	0	0	0	0
施設保全費	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375
共通費	2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042
管理費	3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447
試験研究費	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3
租税公課	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150
減価償却費	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662
固定資産除却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474
(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085
合計	108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318

算定方法
—
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

4 予測と実績の乖離の調整

【論点概要】

予測と実績の乖離による差額について、調整するかしないか、調整する場合、「精算」により調整するか「乖離額調整」により調整するかについて、検討する必要があるのではないか。

【第21回会合(MVNO説明)】

- 予測と実績の乖離の極小化を前提に、差額調整の実施は適当。(IIJ)
- 企業会計の観点から、「精算」による調整の方が「乖離額調整」よりも望ましい。(MVNO委員会、IIJ)
- MVNO間の公平性の観点から、「精算」の方が「乖離額調整」よりも望ましい。(MVNO委員会、楽天モバイル、IIJ)
- 予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、二種指定事業者からMVNOへの適時情報提供の実現が重要。(MVNO委員会、IIJ)
- キャッシュフロー負担軽減の観点から、分割支払いのルール化が望ましい。(楽天モバイル)
- 一種指定制度において「乖離額調整」は特例的に認められたものであるため、モバイルデータ接続料でも認められるかどうかについては同様の議論が必要。(オプテージ)
- 前提として「支払額と実績費用との差額(=乖離額)」について、客観的にみて、それが妥当もしくは合理的なものであることが必要。(オプテージ)
- 既に一種指定制度における制度実績があり、実効性に期待が持てるため、「乖離額調整」が望ましい。(オプテージ)
- 「精算」は予測と実績の差額が大きい場合は予見性が高まらない可能性があり、将来原価方式導入の目的の1つが予見性の確保であることから、両者の得失を勘案しても「乖離額調整」が望ましい。(オプテージ)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- 実際にかかった費用を全額回収する現行ルールを考え方を逸脱しないことが大前提であり、差額を調整することが適当。(NTTドコモ)
- シェアの変動のある二種においては、MVNO間の負担の公平性を担保すべきであり、差額の調整方法は実績精算方式とすることが適当。(NTTドコモ)
- 接続料の考え方は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分負担することが原則であることを踏まえ、予測と実績の乖離を調整する仕組みの原則化が必要。(KDDI)
- MVNOの参入退出が激しい市場環境においては、「乖離策調整」は、実際の利用者が乖離額調整されたコストを負担しない可能性があるなど、MNOやMVNO間の公平性が担保できないことが課題。「精算」は、精算額の予見性が確保されないことが課題とされているが、精算時期を工夫することで解消できる可能性もある。(KDDI)
- MVNOの予見性を高めるために予測値を提示することが目的であり、それによる差額についてMNOがリスクを負う理由はないことから、差額の調整は必須。(ソフトバンク)
- MVNOの参入撤退が発生した場合や特定のMVNOにおいて利用帯域が大幅に増大した場合、乖離額調整を行うと負担の不公平が発生する可能性があることから、都度精算を行う方法が公平性の観点から望ましい。(ソフトバンク)

- 予測と実績の乖離の調整方法として、乖離による差額を二種指定事業者とMVNOとの間で1対1で精算する方法(精算)と、乖離による差額を翌々年度以降の接続料に反映する「乖離額調整」が考えられる。
- **「精算」の場合、実績年度に係る接続料支払額が翌年度末に確定するため、予見性確保の面で課題があり、「乖離額調整」の場合、実績年度と差額が反映される年度が異なるため、MVNO間の負担の公平性の面で課題**がある。



- MVNO委員会からは、企業会計の観点からは差額が判明した時点で実績年度の会計に反映させるのが原則であり、MVNO間の公平性の観点からも「精算」が望ましいが、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、適時の情報提供等と併せて検討すべき旨の意見が示されている。
- 二種指定事業者においては、MVNO間の負担の公平性の観点から「精算」が望ましいとする意見が多い。

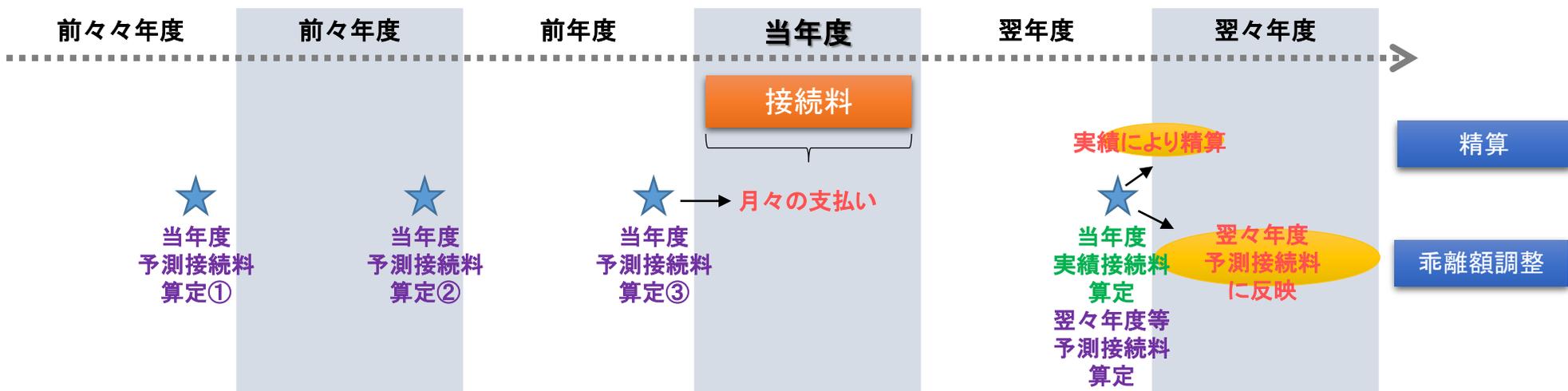


- **予測と実績との乖離による差額が発生した場合、「精算」により調整することが適当ではないか。**
- ただし、「精算」の場合、予見性確保の面で課題が残る。MVNOにおける予見性を確保し、予測と実績との乖離がもたらす経営への影響をなるべく少なくするため、**予測値に基づく接続料の届出時期、実績の算出時期をなるべく早い時期に設定するとともに、乖離の規模を予見できるような適時の情報提供が行われるようにすることが適当ではないか。**また、予測値の算定方法の検証を行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、**予測と実績の乖離の調整のあり方についても検証を行っていくことが適当ではないか。**

(参考)「精算」と「乖離額調整」の比較

	精算	乖離額調整
支払額予見性	実績年度の翌年度まで接続料が確定しないため、将来原価方式に移行しても、仮に予測と実績の差額が大きい場合は予見可能性が高まらない可能性がある。 精算額の確定が年度途中となることから、MVNOにおいては年度途中にその期の業績予想を変更するなどの対応が必要となる可能性がある。	接続料は年度当初の時点で確定値となるため、左記のような課題は発生しない。
差額調整回数	精算額に係る支出又は収納は1回で行われる可能性がある。	乖離額に係る支出又は収納は毎月の接続料として少なくとも1年間かけて行われる。
キャッシュフロー	前々年度実績値に基づく比較的高い接続料による毎月の支払いを要しなくなる点は、両者共通。	
MVNO間の負担の公平性	予測と実績の乖離による差額が、実績年度の各MVNOの契約帯域幅に基づいて1対1で精算されるため、右記のようなMVNO間の負担の不公平は発生しない。	予測と実績の乖離による差額が、翌々年度の接続料に反映されるため、各MVNOの契約帯域幅の変化やMVNOの参入・退出によって、MVNO間の負担の不公平が発生する。
債権保全	二種指定事業者が債権保全が必要と判断したMVNOにおいて、月々の支払いに係る債権保全だけでなく、精算額についてまで債権保全をかける必要があるかどうか検討する必要がある。	月々の支払に係る債権保全はかけられる可能性があるが、精算額自体がないため左記のような課題は発生しない。

なお、二種指定事業者はMVNOからの接続料回収を自らの責任により行うべきであり、MVNOが撤退し二種指定事業者が当該MVNOから接続料を回収できず債権が発生した場合は、乖離額調整方式であったとしてもその債権を乖離額として次期接続料に反映することは適当ではない。



5 予測値等の算定時期

【論点概要】

接続料の届出時期について、現在は年度末に届出がなされているところ、**MVNOの予見性のさらなる向上の観点から、これを早めることについて検討することが必要ではないか。**

【第21回会合(MVNO説明)】

- MVNOの予見性のさらなる向上の観点から、接続料の届出時期等の早期化は、引き続き強く望まれる。二種指定事業者における算定プロセスを検証の上、早期化を促していくことが必要。(MVNO委員会)
- 将来原価方式においては、実績の算出時期をいかに早めることできるかの観点に加え、より最新の予測値により接続料算定を行う観点も必要。(MVNO委員会)
 - ＜イメージ＞
 - 予測値に基づく接続料の届出にについて、二種指定事業者における、より最新の予測値が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できるタイミングでの実施【第4四半期の早い段階】
 - (精算の場合)実績算出について、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できるタイミングでの実施【第3四半期の早い段階】
 - 接続料水準に影響を及ぼし得る事項が生じた場合、MVNOに対して、できる限り早く適時に情報提供
- 事業計画を策定する10月～12月頃に通知があれば、MVNO側の計画も立てやすい(オプテージ)
- 決算期の関係から1～3ヶ月の算定早期化はメリットに乏しい(楽天モバイル)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- 将来原価方式を導入すると接続料算定の工数が増加するため、算定期間の短縮は不可能(3者)

- 接続料の届出時期について、現在は、年度末に届出がなされているところ、この早期化については、MVNOからは、従来から強い要望がなされている。
- 具体的に、MVNO委員会からは、次の旨の要望がなされている。

① 予測値に基づく接続料の届出

予測値の算定に二種指定事業者が有している最新の見込み等が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できる時期として、「第4四半期(1月～3月)の早い段階」を希望。

② 実績の算出

「精算」とする場合、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できる時期として、「第3四半期(10月～12月)の早い段階」を希望

③ 事前の情報提供

接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対し、できる限り早期に情報提供

- 予測と実績の乖離を「精算」により調整することとすると、MVNOにおける予見性確保の面で課題が残る。これを補うためにも、届出時期を早期化することが適当ではないか。一方で、予測値については、あまりにも早期の届出とすると、精度の面で支障が生じる可能性もある。よって、MVNO側の意見を踏まえつつ、次のとおりとすることが適当ではないか。

① 予測値に基づく接続料の届出:「2月末まで」

② 実績値に基づく精算額の算出:「12月末まで」

- ③について、予測と実績の乖離が事前にある程度予想できるようになると、MVNOにおいて、業績予想や予算執行の修正を行いやすくなると考えられる。「需要」は接続会計に基づき計算するものではなく、原価や利潤よりも早期に算定可能と考えられる。現在、情報開示の仕組み(※)において、MVNOからの求めに応じ、「需要の対算定期間比」を開示することとなっているところ、これを、接続料届出後ではなく、遅くとも、9月末から開示することが適当ではないか。

※ 2016年の総務省告示第107号の改正により、接続料の原価、利潤、需要の対前算定期間比が開示対象となった。なお、当初は、10%刻みでの開示であり、情報の粒度が粗い状況であったが、二種指定事業者は、情報の粒度を細かくすることとしている。

- なお、事業年度の開始が4月ではないMVNOにおいても、算定の早期化は、予見性の確保の面で効果があるものと考えられるのではないか。

6 原価等算定の精緻化

【論点概要】

接続料の算定方法について、これまで、「利潤」については累次の見直しが行われてきたが、「原価」、「需要」については、必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えない。「将来原価方式」への移行の検討に併せて、「原価」や「需要」の算定について、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

【第21回会合(MVNO説明)】

- 外部にて検討・検証を行うにはデータが少ないため、まずは現状の接続料算定根拠等にかかるデータについて可能な限り公開することが必要。(MVNO委員会、IIJ、オプテージ)
- 前回、事務局の示した検討課題例について検討を進めることは接続料算定の精緻化に大きく寄与。(MVNO委員会、IIJ、オプテージ)
＜検討課題例(抜粋)＞
 - 役務間の費用配賦の実態を検証し、所要のルール整備を行う
 - 費用抽出の実態を検証し、所要のルール整備を行う
 - 「需要」算出方法の実態を検証し、所要のルール整備を行う
 - 実トラヒックの報告・公表について検討する
- 制度設計と実態とで原価構造に差異が出ている部分については積極的に見直しされるべき。(楽天モバイル)
- 需要予測については、二種指定事業者自身の事業計画における予測・計画と将来原価方式での算定の前提が同等であれば問題ないのではないか。(楽天モバイル)

【第21回会合(二種指定事業者説明)】

- ガイドラインに則り、設備容量の値を需要としているため、真正性は担保されている。(KDDI(ソフトバンク))
- 帯域は事前に二種指定事業者が構築した設備であるが、実トラヒックはユーザがその設備を利用した結果であるため、実トラヒックの増加率がそのまま帯域の増加率に反映されるものではない。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- 設備を作る二種指定事業者と、設備を借りるMVNOとの間で、必要となる設備容量に差分が生じることに起因する不公平が存在。(NTTドコモ)
- 設備容量ではなく実トラヒックを需要とすべき。(ソフトバンク)

接続料の算定方法について、これまで、「利潤」については累次の見直しが行われてきたが、「原価」、「需要」については、必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えない。「将来原価方式」への移行の検討に併せて、「原価」や「需要」の算定方法そのものについて、精緻化を図ることが適当ではないか。

<原価>

- 接続会計を整理する際の、「総費用からのデータ伝送役務に係る費用の抽出」については「配賦整理書」を作成することとされている。しかし、接続料を算定する際の、「データ伝送役務に係る費用からの回線容量課金対象費用の抽出」、さらに、「回線容量課金対象費用からの接続料原価対象費用の抽出」等については、具体的な基準を示すこととなっていない。



- 配賦の適正性を検証するため、接続料算定根拠様式の変更等の制度的な手当を行うことが適切ではないか。
- 接続会計を整理する際の配賦、接続料を算定する際の配賦ともに、3者の比較等により、その実態(例えば、人件費の各費用項目への計上、配賦方法、償却期間の設定、試験研究費における原価算入基準等)を検証の上、配賦整理書の在り方を含め、所要のルール整備について検討する必要があるのではないか。

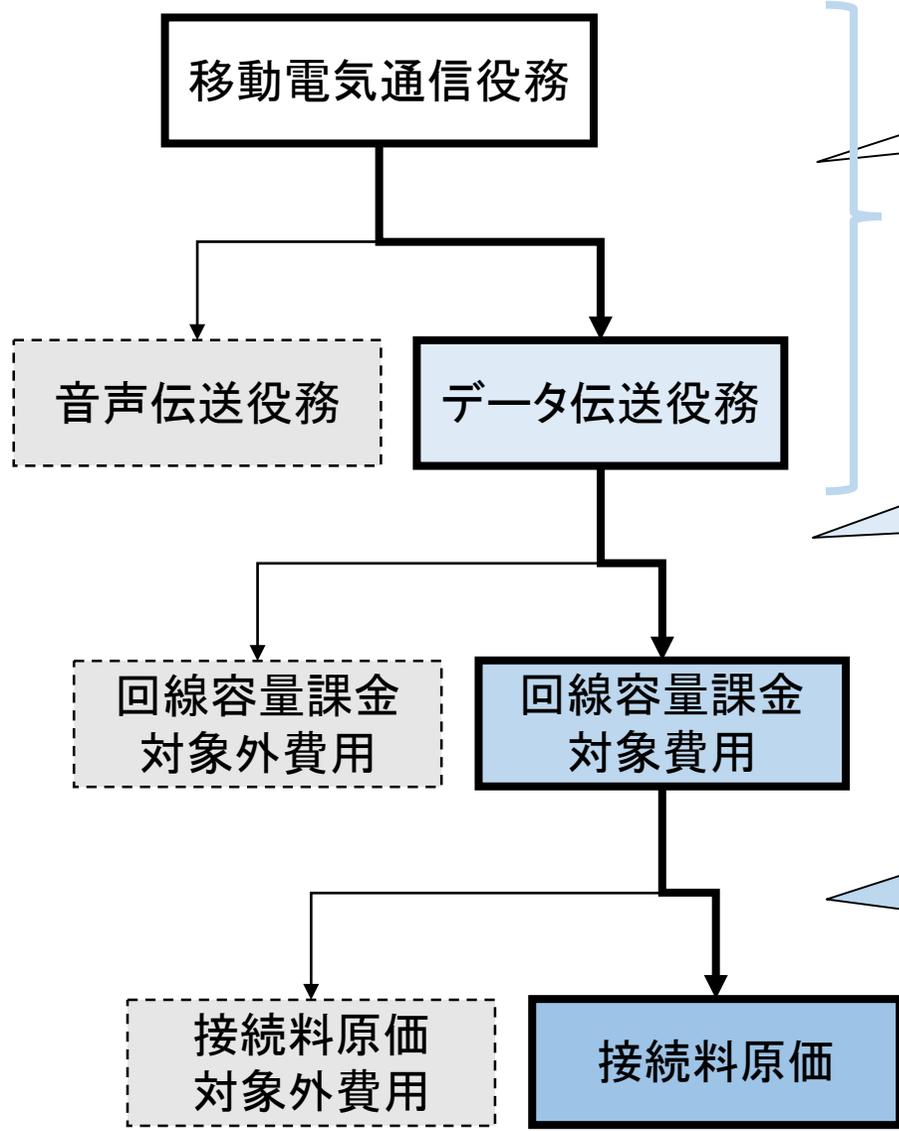
<需要>

- 需要については、接続会計にも記載されず、接続料の算出根拠にその値及び算定方法の概要が記載されるのみである。



- 回線容量の算出方法の実態を、3者の比較等により検証の上、所要のルール整備について検討する必要があるのではないか。
- 届け出られた需要の真正性について、例えば、実トラヒックとの比較により確認する等の検討を行った上で、実トラヒックの提出等、所要のルール整備について検討する必要があるのではないか。

データ伝送交換機能の接続料(回線容量単位)の例



ステップ1 データ伝送役務に係る費用を抽出
接続会計規則に掲げる基準によるほか、適正な基準により役務別に配賦

接続会計の整理 (移動電気通信役務収支表により公表)

ステップ2 回線容量課金対象費用を抽出*
次の対象外費用を控除
・各契約者が専有的に使用する設備
・接続事業者が使用しない設備
・料金の請求・回収、基本料収入の確保

接続料の算定 (算定根拠として提出)

ステップ3 接続料原価を抽出*
次の対象外費用を控除
・営業費(一部を除く)
・通信設備使用料(自社のNW構築に係るものを除く)
・他事業者が個別に負担している設備費
・付加機能の用に供する設備費

※明確に分計することが困難なものは、接続会計規則に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月策定 平成29年9月最終改定）（抜粋）

データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

○5月14日のヒアリングにおける各社回答（質問：需要とは具体的に何の値なのか。）

- NTTNTTドコモ

「需要は、公平性の観点から、MVNOが支払うデータ伝送接続料（回線容量単位）と同等の設備帯域で取得しております。」

- KDDI

「MVNOガイドラインに定められているとおり、ネットワークのデータ伝送容量からフェイルセーフ等を踏まえ、合理的に算定される総回線容量（運用上の規格値）を需要としています。」

- ソフトバンク

「ガイドラインに則り、設備容量の値を需要として扱っています。」